

資料 8

府 共 第 5 9 2 号

平成13年10月30日

各都道府県知事 殿

内閣府男女共同参画局長

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の円滑な施行について

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。)が、平成14年4月1日に施行される一部を除き、平成13年10月13日に施行された。

この法律には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、都道府県が、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において配偶者暴力相談支援センター(以下「支援センター」という。)としての機能を果たすことや、裁判所が被害者に危害が加えられることを防止するため加害者に対し保護命令を発することなどについて規定がなされている。

内閣府においては、国及び地方公共団体が緊密な連携の下、配偶者暴力防止法を円滑に施行することが、被害者支援にとって重要であると考えている。

内閣府に置かれる重要政策に関する会議の1つである男女共同参画会議(以下「参画会議」という。)においても、配偶者暴力防止法を円滑に施行することが重要であるとの認識の下、平成13年4月以降、女性に対する暴力に関する専門調査会(以下「専門調査会」という。)を設置し検討が行われてきたところである。去る10月3日に開催された男女共同参画会議の第4回会合において、専門調査会から『「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の円滑な施行について』が報告され、この報告を受けた参画会議においては、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第22条第3号に基づき、配偶者暴力防止法の円滑な施行に向けた意見を関係各大臣に述べている。

各都道府県にあっては、10月4日付け事務連絡にて別途送付済みの参画会議の意見及び専門調査会の報告書を十分踏まえた上で、関連施策を積極的に推進していただくようお願い

いする。特に、平成14年4月1日に施行となる支援センターに関する下記の事項については、施行に向けて早急に対応していただくようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

記

1 支援センター取りまとめ部局の決定

支援センター業務を円滑に行うためには、その業務を取りまとめる部局が必要となる。各都道府県においては、支援センター取りまとめ部局を早急に決定し、その部局が中心となって、各種施策を推進する。

2 支援センターの機能を果たす施設の指定

各都道府県において、支援センターの機能を果たすにふさわしい施設を早急に指定する。

なお、指定に当たっては、配偶者暴力防止法第3条第1項で規定されている「その他の適切な施設」は、都道府県が設置する施設に限ること、都道府県が設置した施設であればその運営主体は問わず（財団運営でも構わない）、その施設の職員が公務員か否かも問わないことに御留意いただきたい。

3 支援センターの機能を果たす複数施設の連携の中心となる施設の指定

幅広く社会資源を利用するという法律の趣旨にかんがみれば、都道府県が地域の実情に応じて複数の施設において支援センターの機能を果たすことも十分考えられる。その場合、複数施設の中心となって業務をまとめる施設がなければ、それぞれの施設が連携なしに支援センター業務を行うこととなり、被害者をたらい回しにし、二次的被害を与えることにもなりかねない。各都道府県にあっては、支援センターの機能を果たす都道府県の複数の施設の連携の中心となる施設を必ず1か所指定する。

4 支援センターの機能を果たす施設についての広報

支援センター等に関する規定については、平成14年4月1日に施行となるが、施行日には各都道府県においてどの施設において支援センターの役割を果たすこととなっているのかについて、広く情報が行き渡っている必要がある。都道府県にあっては、支援センターの機能を果たすこととなる施設について、各種媒体を通じて広く一般に広報する。